公益財団法人秦野市スポーツ協会ノルディックウォーキング及び ポールウォーキング用ポール貸出基準

(趣旨)

- 第1条 この基準は、公益財団法人秦野市スポーツ協会(以下「この法人」という。)が所有するノルディックウォーキング及びポールウォーキング用ポール(以下「ポール」という。)を貸出しするに当たり、必要な事項を定める。 (貸出申請)
- 第2条 ポールの貸出しを受けようとする者(以下「借用者」という。)は、ノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール貸出(減免)承認申請書(別添様式)を会長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第3条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認するとともに、名刺や運転免許証等により本人確認を行い、貸出しを承認するときはノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール貸出(減免)承認書兼領収書(別添様式)を借用者に交付する。

(貸出料金)

第4条 貸出料金は、1日、1セット(2本)200円(税込)とし、貸出しの承認と同時に納付するものとする。

(貸出料金の還付)

第5条 既納の貸出料金は還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由 により使用することができなくなったとき、その他会長が相当の理由がある と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(貸出料金の減免)

- 第6条 ノルディックウォーキング又はポールウォーキングの普及、促進を目的とする事業のために使用するときは、貸出料金を50%減額する。
- 2 この法人の主催事業又は会長が特に必要があると認めたときは、無料で貸出しできるものとする。
- 3 貸出料金の減免を受けようとする者は、第2条に規定する貸出申請に当たり提出するノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール貸出 (減免)承認申請書に必要事項を記入するものとする。
- 4 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、第3条に基づくノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール貸出(減免)

承認書兼領収書により借用者に通知するものとする。

(貸出品の管理義務)

第7条 借用者は、貸出しを受けたポールを善良に管理し、ノルディックウォーキング及びポールウォーキング以外に使用してはならない。

(貸出品の返却)

第8条 借用者は、使用後に汚れを落とし、破損や紛失を確認の上、貸出期限内にこの法人が指定する場所にポールを返却しなければならない。なお、破損や紛失があったときは、返却時にその内容をこの法人に申し出なければならない。

(損害賠償)

- 第9条 借用者は、ポールを損傷し、又は亡失させたときは、会長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、その損害を賠償しなければならない。 (免責)
- 第10条 この法人は、この基準により貸し出したポールの不具合によっての 事由以外の怪我及び事故については、損害賠償の責めを負わない。 (補則)
- 第11条 この基準の定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

## 別添様式 (表)

## ノルディックウォーキング及びポールウォーキング用ポール 貸出承認(減免)申請書

(点線で囲まれた中の該当する太字の部分に記入、チェックレしてください。)

(八八目)	秦野市ス	スポーツ	り協会	△.Ⅰ	<b>≛</b> .				年	月
	/ 栄封 叩 /	, 41,	/ 嫐云	五1	×.					
			盽	請者	· <u>住</u>	所				
						体名				
						<u>名</u>				
1. 43 10	由註14	<u></u>			連	絡先_				
次のとおり <b>□ 貸出申</b>		9 0								
		年	月	日(	)	時	分か	,		
貸出期間		· 年	月	日(		時	分ま		(	日間)
			種業	須	·		数		ポ	ール番号
貸出物品	ロノル	ロノルディックウォーキング用ポール セット				セット				
	ロポーノ	レウォー	-キンク	ブ用ポ	ニール			セット		
コ 減免申	<b>請</b> (普及、	促進のた	めの講点	座、教	室等に	使用の場	· 合、509	%減額とな	います	
使用目的及	とび									
活動等の内	1									
減免申請の	)区分 口	50%	<u></u>		 <b></b>					
央裁欄 上	記の申請	に基づ	き、沙	くのと	おり	決定し	てよる	ろしいで	じょ	うか。
□ 万	■				承認す	る		決裁区	分	返却確認
			) H Z							_ , , , , ,
, , ,	&認しない		減免							
申請   □海	∜認しない 由:	)		(理	承認し		)			• •
甲請(理印	<b>±</b> :	)	申請	(理	承認し由:	ない				• •
甲請(理問		)		(理	承認し由:				円	
甲請 (理E 貸出料金	由: 200 円/日×	) ( 日×	申請	(理 ,ト(×	承認し 由: 減免	ない %)	=			• •
貸出料金	由: 200 円/日× アルディッ	) ( 日× <b>ロクウ</b> ス	申請 セッ <b>ナーキ</b>	(理 ,ト(× <b>ング、</b>	承認し 由: 減免 ポー	ない %) <b>ールウ</b> ;	+ ーキ	ング用	 ポール	
貸出料金	由: 200円/日× アルディン 貸出()	) ( 日× <b>リクウ</b> z <b>域免)</b> 対	申請 セッ <b>ナーキ</b>	(理 ,ト(× <b>ング、</b>	承認し 由: 減免 ポー	ない %) <b>ールウ</b> ;	+ ーキ	ング用	<b>ポール</b> 記載し	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
甲請 (理E 貸出料金	由: 200円/日× アルディン 貸出()	) ( 日× <b>ソクウ</b> z <b>域免)</b> す。	申請 セッ <b>ナーキ</b> <b>承認書</b>	(理 ,ト(× <b>ング、</b>	東部し 神: 減免 パー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マ	ない %) <b>・ルウ</b> ; (※裏面)	= <b>オーキ</b> に貸出基	<b>ング用</b> え 基準抜粋が	ポール 記載し 年	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
貸出料金	由: 200円/日× アルディン 貸出()	) ( 日× <b>リクウ</b> z <b>域免)</b> 対	申請 セッ <b>ナーキ</b>	(理 / ト(× <b>ング、</b> <b>兼領</b>	(報報) (報報) (報報) (報報) (報報) (報報) (報報) (報報)	ない %) <b>ールウ</b> ;	= オーキ に貸出基	ング用 を 準抜粋が <b>ら</b>	<b>ポール</b> 記載し	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
甲請 (理E 貸出料金	由: 200円/日× アルディン 貸出()	) ( 日× <b>リクウ</b> 対 <b>域免)</b> す。 <b>年</b>	申請せず一キ書	(理 ・ト(× <b>ング、</b> <b>兼領</b> 日(	(報報) (報報) (報報) (報報) (報報) (報報) (報報) (報報)	ない %) <b>・ルウ</b> (※裏面)	= <b>オーキ</b> に貸出基	ング用 と 準抜粋が ら で	ポール 記載し 年	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
甲請 (理E 貸出料金 欠のとおり:	曲: 200円/日× <b>ゲイン</b> <b>貸出()</b> 承認しま	) ( 日× <b>リクウ</b> 対 <b>域免)</b> 対 す。 <b>年</b>	申 t * * * * * * * * * * * * * * * * * *	(理 ・ト(× <b>ング、兼</b> <b>日(</b> <b>日</b> (	(利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用)	ない %) <b>・ルウ</b> (※裏面 <b>時</b>	また オーキ に貸出基 分か 分ま	ング用 を 準抜粋が ら で 量	ポール 記載し 年	・・・ てあります。 月 <b>日間)</b>
甲請 (理E 貸出料金	由: 200円/日× アルディン 貸出()	) マクウン <b>成免)</b> す。 年 年	申請 <b>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	(理 ・ト(× ・ <b>兼領</b> ・日( 質 ーキン	科部・ 対象・ は、対象・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ない %) <b>・ルウ</b> (※裏面 <b>時</b>	また オーキ に貸出基 分か 分ま	ング用 と 準抜粋が ら で	ポール 記載し 年	・・・ てあります。 月 <b>日間)</b>

公益財団法人秦野市スポーツ協会ノルディックウォーキング及び ポールウォーキング用ポール貸出基準(抜粋)

(貸出品の管理義務)

第7条 借用者は、貸出しを受けたポールを善良に管理し、ノルディックウォーキング及びポールウォーキング以外に使用してはならない。

(貸出品の返却)

第8条 借用者は、使用後に汚れを落とし、破損や紛失を確認の上、貸出期限内にこの法人が 指定する場所にポールを返却しなければならない。なお、破損や紛失があったときは、返却 時にその内容をこの法人に申し出なければならない。

(損害賠償)

- 第9条 借用者は、ポールを損傷し、又は亡失させたときは、会長がやむを得ない事由がある と認める場合を除き、その損害を賠償しなければならない。 (免責)
- 第10条 この法人は、この基準により貸し出したポールの不具合によっての事由以外の怪我 及び事故については、損害賠償の責めを負わない。